

早急な再審開始を求める要請署名

名張毒ぶどう酒事件は、2010年4月5日の最高裁差戻し決定によって、再審請求審の「一審」で再審開始決定が出された時点にもどり、貴庁であらためて「二審」の審理が行われることになりました。

獄中で84歳となった奥西勝さんは、1961年、35歳当時に発生したこの事件について、公判開始以来一貫して無実を訴え続けてきました。そして、二度にわたる「無罪」の裁判を受けながら、実に半世紀におよんで無実をはらす願いが退けられてきたのです。ことに、1969年の原審・二審判決によって、一転死刑判決を宣告されて以降は、死刑執行の恐怖に怯えながら、えん罪を訴え続けてきました。

再審の審理において、弁護団は、確定死刑判決の、ぶどう酒に農薬：ニッカリンTを混入して殺害を行ったとした、ウソの自白にもとづく事実認定が、完全に誤りであることを明らかにしました。犯行事実の根幹を占める凶器＝毒物が違っており、犯行に使われたのは別の農薬だったのです。最高裁の差戻し決定は、再審請求を棄却した異議審の決定について、「科学的知見に基づく検討をしたとはいえ、その推論過程に誤りがある疑い」を指摘しました。この毒物問題に関する検察の反論・反証も、まったく説得力のないものでした。最高裁の差戻し決定は、検察主張の中核部分について、その根拠となる前提事実がないことや、再審請求審の「一審」での再審開始決定や弁護人の主張・立証への反論でも「データ（実験値又は理論値）が何ら示されず、全くの抽象論に推移している」ことを問題視しています。

だからこそ、マスメディアをはじめ国民世論は、自判するべきだったと強く批判したのです。差戻し審では、自白偏重が招いた一連の冤罪事件の反省と、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則にたって、検察立証は必要最小限の範囲に限定して迅速に行い、それが合理性を欠くならば再審の扉を開くべきだと要求しているのは、まったく当然の道理です。

以上をふまえ、次のとおり要請します。

- 1 検察が指摘された疑問点を直ちに解明できなければ、時をおかずに再審開始を決定すること。
- 2 奥西勝さんに対して、死刑の執行停止にとどめずに、即時に釈放させること。
- 3 検察の半世紀にわたる「証拠隠し」を放置せず、全証拠を開示させること。

年 月 日

名古屋高等裁判所 刑事第2部 御 中

氏 名	住 所